

外国法事務弁護士制度の概要

外国弁護士

承認申請
(試験不要)

法務大臣の承認

(要件)

- 外国弁護士となる資格
- 3年以上の実務経験
- その他

我が国における法律事務の取扱いの禁止
(弁護士法第72条)

・資格取得国以外の外国での実務経験も算入可能
・我が国における労務提供期間も1年を限度に算入可能



外国法事務弁護士
となる資格

登録請求

日本弁護士連合会 指導・監督

外国法事務弁護士名簿への登録



外国法事務弁護士

外国法事務弁護士の業務内容

(原則)

① 原資格国法に関する法律事務

① 例えば、ニューヨーク州弁護士は、ニューヨーク州法が原資格国法となる。

(例外)

② 指定法に関する法律事務

② 例えば、連合王国の弁護士資格も有している場合に、連合王国法について、法務大臣の指定を受け、外国法事務弁護士名簿に指定の付記がされたときは、ニューヨーク州法のほかに、連合王国法に関する法律事務を取り扱うことができるようになる。

③ 第三国法に関する法律事務(ただし、有資格者からの書面による助言が必要)

③ 第三国法(原資格国法及び指定法以外の外国法)については、その外国の弁護士等からの書面による助言を受けてする場合に限り、第三国法に関する法律事務を取り扱うことができる。

(注1)
日本法に関する法律事務の取扱いは不可
(注2)
①から③の法律事務であっても、訴訟代理や刑事弁護等は不可
(注3)
①から③の法律事務であっても、日本国民を当事者とする親族関係事件の代理等については、弁護士の書面による助言等が必要